

## 京都教育大学における公益通報者の保護等に関する規程

平成18年3月31日 制定

平成25年9月27日 最終改正

(目的)

**第1条** この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、京都教育大学（以下「本学」という。）に勤務する教職員等（派遣職員その他契約に基づき本学の業務に従事する者を含む。以下「教職員」という。）からの組織的又は個人的な法令違反行為等（法第2条第3項に掲げる通報対象事実に限る。）に関する通報及び相談の適正な処理の仕組みに関する必要事項を定めることにより、本学における不正行為等の早期発見と是正を図り、通報者又は相談者（以下「通報者等」という。）を保護し、もって、本学における法令遵守体制の強化に資することを目的とする。

（通報窓口及び相談窓口）

**第2条** 通報者等からの通報を受け付ける窓口及び法令違反に該当するか否かを確認する等の相談に応じる窓口（以下「窓口」という。）を総務・企画課に設置する。

（通報者等及び通報の方法）

**第3条** 窓口を利用できる通報者等は、本学の教職員とし、その利用方法は、電話、電子メール、FAX、書面又は面会とする。

（通報の受付等）

**第4条** 窓口において、通報を受け付けた場合は、速やかに学長に報告するとともに、通報を受理した旨を通報者に通知し、公益通報記録（別紙）に記録する。

（通報に対する措置の検討）

**第5条** 学長は、前条の報告を受けた場合は、通報に関し必要な措置の検討を行う。

2 学長は、窓口が通報を受けた日から20日以内に、通報対象事実に係る調査の実施の有無等前項の検討の結果を窓口を通じて当該通報者に通知する。この場合において、調査を実施しない場合は、その理由を併せて通知する。

（調査の実施）

**第6条** 学長は、調査を実施する場合は、総務・企画担当理事（総務・企画担当理事に係る案件についての調査を実施する場合は、学長が指名する他の理事）を責任者とした5名による調査委員会を設置し、調査を命じる。

2 前項の委員には、過半数労働組合又は過半数代表者が推薦する者2名を含めるものとする。

3 委員の任期は、調査委員会設置の日から調査終了の日までとする。

（調査への協力義務）

**第7条** 調査の対象となった部署（事務局各課、各学科、大学院連合教職実践研究科、附属図書館、附属学校部、各センター及び各附属学校をいう。）は、調査委員会の調査に積極的に協力しなければならない。

（調査結果の通知）

**第8条** 調査委員会は、調査を終えた場合は、調査結果を学長に報告する。

- 2 学長は、調査委員会からの調査結果報告に基づき、是正措置の必要を検討する。
- 3 学長は、調査結果又は是正措置を講じない場合はその旨を、窓口を通じて通報者に通知する。

(是正措置等)

**第9条** 学長は、調査の結果、通報対象事実が明らかになった場合は、是正及び再発防止のために必要な措置（以下「是正措置等」という。）を講じる。

- 2 学長は、前項の措置を講じた場合は、窓口を通じて通報者に対し、前条第3項の通知に併せて是正措置等の結果を報告し、必要に応じて、関係行政機関に対し調査結果及び是正措置等に関し報告を行う。

(処 分)

**第10条** 学長は、調査の結果、法令違反が明らかになった場合は、当該行為に関与した職員に対し、国立大学法人京都教育大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）に従って、処分を行うことができる。

(通報者の保護)

**第11条** 学長は、通報者が通報又は相談を行ったことを理由として、通報者に対して、懲戒処分等その他不利益な取り扱いを行ってはならない。また、通報者の職場環境の悪化が生じることのないよう、適切な措置を講じなければならない。

(関係職員の義務)

**第12条** 通報処理に従事する者（以下「関係職員」という。）は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。関係職員で無くなった後も、同様とする。

(不正の目的)

**第13条** 通報者は、虚偽の通報、又は他人を誹謗中傷する通報その他不正の目的の通報を行ってはならない。

- 2 学長は、前項の通報を行った者に対し、就業規則に従って、処分を行うことができる。

(その他の通報に対する準用)

**第14条** 法第3条第二号及び第三号に規定する公益通報（関係行政機関等に対する通報をいう。）を行った場合にも、この規程を準用する。

- 2 窓口を利用できる通報者等以外の者からの通報又は本学が定める規定に違反する事実の通報に対しては、この規定を準用する。

(雑 則)

**第15条** この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成25年規程第36号）

この規程は、平成25年9月27日から施行し、平成25年8月1日から適用する。

## 公益通報記録

| 事 項                             | 内 容  |                                     |
|---------------------------------|--|-------------------------------------|
| 記 録 者 氏 名                       |  |                                     |
| 通 報 等 受 付 日                     | 平成 年 月 日   |                                     |
|                                 | (受け付けたことを通報者へ通知した日時)<br>平成 年 月 日                                 |                                     |
| 通 報 者 氏 名 等                     | 匿 名 (匿名の場合は○で囲む。ただし、連絡先電話番号は記入する。)<br>住 所：〒<br>氏 名：<br>電話番号： - - |                                     |
| 通 報 受 理 方 法                     | 電話、電子メール、FAX、書面、面会   |                                     |
| 受 理 し た 通 報<br>の 内 容            | (詳細に記述のこと)   |                                     |
|                                 | 【第4条関係】  | 学長へ報告した日   平成 年 月 日                 |
| 調 査 実 施 の<br>有 無 等、措 置<br>の 内 容 | (詳細に記述のこと)   |                                     |
|                                 | 【第5条関係】  | 通報者へ通知した日   平成 年 月 日 (受理した日から20日以内) |
| 調 査 結 果 等 の<br>内 容              | (詳細に記述のこと)   |                                     |
|                                 | 【第8条関係】  | 通報者へ通知した日   平成 年 月 日                |
| 是 正 措 置 等 の<br>内 容              | (詳細に記述のこと)   |                                     |
|                                 | 【第9条関係】  | 通報者へ通知した日   平成 年 月 日                |